



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月29日金曜日 第2381号

◇ 目次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則..... 587

告 示

- 落札者等の告示..... 588
- 救急病院の協力申出..... 588
- 指定障害児通所支援事業者の指定..... 588
- 指定障害福祉サービス事業者の指定..... 589
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）..... 589
- 肥料登録証の記載事項の変更の届出..... 590
- 保安林予定森林..... 590
- 公共測量の終了の通知..... 591
- 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... 591
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可

- 申請の概要..... 591
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 593
- 土地改良区の定款変更の認可..... 594
- 道路の区域変更（県道久米垣生線）..... 594
- 道路の供用開始（ " ）..... 594
- 道路の区域変更（県道三坂松山線）（2件）..... 594
- 道路の供用開始（県道三坂松山線）..... 595

公 告

- 平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表... 595
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 596
- クリーニング師試験の施行..... 596

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第37号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年6月29日

愛媛県知事 中村時広

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

（生活保護法施行細則の一部改正）

第1条 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
様式第37号（第12条関係） 生活保護法介護券				様式第37号（第12条関係） 生活保護法介護券			
省略				省略			
省略				省略			
居宅介護 介護予防	特定施設入居者 生活介護 定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護 省略	居宅介護 介護予防	地域密着型特定 施設入居者生活 介護 複合型サービス	居宅介護 介護予防	特定施設入居者 生活介護	居宅介護 介護予防	地域密着型特定 施設入居者生活 介護
省略		省略		省略	省略	省略	
省略				省略			

（中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正）

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則（平成20年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前																																							
様式第24号（第13条関係） 介護券				様式第24号（第13条関係） 介護券																																							
<table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">居宅介護 介護予防</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">居宅介護 介護予防</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者 生活介護</td> <td>地域密着型特定 施設入居者生活 介護</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護</td> <td>複合型サービス</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>				省略				居宅介護 介護予防	省略	居宅介護 介護予防	省略	特定施設入居者 生活介護	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	複合型サービス	省略	省略	省略				<table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="4">居宅介護 介護予防</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">居宅介護 介護予防</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>特定施設入居者 生活介護</td> <td>地域密着型特定 施設入居者生活 介護</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table>				省略				居宅介護 介護予防	省略	居宅介護 介護予防	省略	特定施設入居者 生活介護	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	_____	_____	省略	省略	省略			
省略																																											
居宅介護 介護予防	省略	居宅介護 介護予防	省略																																								
	特定施設入居者 生活介護		地域密着型特定 施設入居者生活 介護																																								
	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護		複合型サービス																																								
	省略		省略																																								
省略																																											
省略																																											
居宅介護 介護予防	省略	居宅介護 介護予防	省略																																								
	特定施設入居者 生活介護		地域密着型特定 施設入居者生活 介護																																								
	_____		_____																																								
	省略		省略																																								
省略																																											
注 1 省略				注 __ 省略																																							
2 のある欄は、該当する の中にレ印を付けること。																																											

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第37号の規定及び第2条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第24号の規定は、平成24年4月1日以降の介護に係る請求分について適用し、同日前の介護に係る請求分については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第37号及び第2条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第24号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第841号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
平成24年度法人二税及び収納管理システム概要設計等	愛媛県総務部行財政改革局税務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年 5月25日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2	69,289,500円	地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第842号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）

第1条第1項の規定による救急病院である。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
宇和島市立津島病院	宇和島市津島町高田丙15番地	宇 和 島 市	平成27年6月27日まで

○愛媛県告示第843号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600069	有限会社佐伯電器	松山市古川北3丁目4番32号	佐伯英三	放課後等デイサービス	パーソナルアシスタント青空東予こどもデイ青空	西条市大町264番地1	平成24年 5月22日

○愛媛県告示第844号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。
平成24年 6月29日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	佐藤和久	居宅介護	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318-1コスモスハイツ304号	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	佐藤和久	重度訪問介護	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318-1コスモスハイツ304号	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	佐藤和久	行動援護	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318-1コスモスハイツ304号	平成24年 5月1日
3811300312	株式会社佐藤建設	四国中央市川滝町領家117番地	佐藤和久	同行援護	訪問介護事業所ファミーユ	四国中央市上分町318-1コスモスハイツ304号	平成24年 5月1日

○愛媛県告示第845号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年 月 日
イオン今治店	今治市馬越町4丁目8番1号	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前8時	午前7時	平成24年 6月21日	平成24年 6月19日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後11時30分まで	午前6時30分から午後11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第846号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
イオンタウン川之江	四国中央市妻鳥町字樋之上1795番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前 9 時	午前 7 時	平成24年 6月21日	平成24年 6月20日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時30分から午後 11時30分まで	午前 6 時30分から午後 11時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第847号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変 更 年 月 日
愛媛県第1236号	うわのみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番18号	愛媛県宇和島市築地町2丁目5番7号	愛媛県宇和島市築地町2丁目5番18号	平成24年 5月23日

○愛媛県告示第848号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

八幡浜市郷 2 番耕地88の 3、2 番耕地336、2 番耕地340、2 番耕地347、2 番耕地429、2 番耕地435、2 番耕地439、2 番耕地442の 1、2 番耕地442の 3、2 番耕地443から 2 番耕地445まで、2 番耕地446の 2、2 番耕地450、2 番耕地453、2 番耕地454、2 番耕地456、2 番耕地458から 2 番耕地460の 1 まで、2 番耕地464、2 番耕地466の 1、2 番耕地467、2 番耕地468、2 番耕地470から 2 番耕地474まで、2 番耕地476、2 番耕地477、2 番耕地480、2 番耕地482、2 番耕地485から 2 番耕地487まで、2 番耕地489、2 番耕地498、2 番耕地500の 1、2 番耕地500の 2、2 番耕地501の 1、2 番耕地501の 2、2 番耕地502、2 番耕地504、2 番耕地508、2 番耕地510、2 番耕地511、2 番耕地518、2 番耕地519の 1、2 番耕地519の 2、2 番耕地520の 1、2 番耕地520の 2、2 番耕地521の 2、2 番耕地522から 2 番耕地525まで、2 番耕地531、2 番耕地532、2 番耕地536の 1、2 番耕地536の 2、2 番耕地537、2

番耕地538の 1、2 番耕地539の 1、2 番耕地539の 2、2 番耕地540の 1、2 番耕地540の 2、2 番耕地541、2 番耕地544の 2、2 番耕地545の 1、2 番耕地546、2 番耕地547、2 番耕地549、2 番耕地552から 2 番耕地555まで、2 番耕地559から 2 番耕地562まで、2 番耕地566から 2 番耕地568まで、2 番耕地573、2 番耕地575、2 番耕地577の 1、2 番耕地577の 2、2 番耕地578の 1、2 番耕地580、2 番耕地586、2 番耕地588から 2 番耕地591まで、2 番耕地593の 1、2 番耕地593の 2、2 番耕地594、2 番耕地595、2 番耕地596の 1、2 番耕地596の 2、2 番耕地597から 2 番耕地599まで、2 番耕地602、2 番耕地604、2 番耕地605、2 番耕地607、2 番耕地610、2 番耕地611、2 番耕地613、2 番耕地614、2 番耕地616、2 番耕地617の 1、2 番耕地617の 3、2 番耕地618、2 番耕地623、2 番耕地624、2 番耕地626、2 番耕地628、2 番耕地630、2 番耕地637、2 番耕地638、2 番耕地640、2 番耕地641、2 番耕地643、2 番耕地645、2 番耕地652の 1 から 2 番耕地652の 3 まで、2 番耕地653、2 番耕地669から 2 番耕地672の 2 まで、2 番耕地673、2 番耕地674、2 番耕地677、2 番耕地679、2 番耕地680の 1、2 番耕地680の 3、2 番耕地681、2 番耕地682の 1、2 番耕地683、2 番耕地684、2 番耕地687、2 番耕地688の 1、2 番耕地688の 2、2 番耕地689、2 番耕地690の 1、2 番耕地690の 2、2 番耕地692の 2、2 番耕地698、2 番耕地701、2 番耕地702の 2、2 番耕地703から 2 番耕地705まで、2 番耕地707、2 番耕地708、2 番耕地710から 2 番耕地712まで、2 番耕地722、2 番耕地723の 2、2 番耕地723の 3、2 番耕地726、2 番耕地727、2 番耕地730、2 番耕地735、2 番耕地736、2 番耕地739、2 番耕地744、2 番耕地746、2 番耕地750の 1、2 番耕地750の 2、2 番耕地751、6 番耕地 6、6 番耕地 7、6 番耕地10、6 番耕地12、6 番耕地14、6 番耕地27から 6 番耕地31まで、6 番耕地34の 1、6 番耕地34の 2、6 番耕地53、6 番耕地56の 1、6 番耕地56の 2、6 番耕地57から 6 番耕地58の 3 まで、6 番耕地59から 6 番耕地63の 1 まで、6 番耕地63の 3、6 番耕地66の 1、6 番耕地67の 1、6 番耕地67の 2、6 番耕地68の 1、6 番耕地69から 6 番耕地71の 2 まで、6 番耕地

72、6番耕地74の1、6番耕地74の2、6番耕地75の1、6番耕地75の2、6番耕地76の1、6番耕地76の2、6番耕地78から6番耕地80の1まで、6番耕地81の2、6番耕地115の3、6番耕地116、6番耕地117の1、6番耕地118から6番耕地122の2まで、6番耕地123、6番耕地125、6番耕地127から6番耕地129の2まで、6番耕地130から6番耕地132の2まで、6番耕地133の1、6番耕地133の2、6番耕地134から6番耕地140まで、6番耕地142、6番耕地143、6番耕地146から6番耕地149の1まで、6番耕地151、6番耕地153の1、6番耕地153の2、6番耕地154の1、6番耕地154の3、6番耕地155から6番耕地157の2まで、6番耕地158、6番耕地159、6番耕地163の1、6番耕地164の1、6番耕地164の2、6番耕地165の1、6番耕地166の1、6番耕地166の2、6番耕地167の2、6番耕地168から6番耕地171の2まで、6番耕地172の1から6番耕地172の3まで、6番耕地173、6番耕地180、6番耕地181、6番耕地187の1、6番耕地188、6番耕地191、6番耕地193、6番耕地198、6番耕地199の1、6番耕地199の2、6番耕地200、6番耕地210、6番耕地212、6番耕地213、6番耕地223、6番耕地225、6番耕地229、6番耕地233、6番耕地234、6番耕地236の2、6番耕地237、6番耕地238の1、6番耕地240の2、6番耕地240の3、6番耕地245、6番耕地250、6番耕地251、6番耕地252の2、6番耕地253、6番耕地258の1、6番耕地258の2、6番耕地259、6番耕地260、6番耕地268、6番耕地270の1、6番耕地272、6番耕地273、6番耕地275、6番耕地276の1、6番耕地276の2、6番耕地277、6番耕地278の1、6番耕地278の2、6番耕地280、6番耕地281の1、6番耕地281の2、6番耕地282から6番耕地283の2まで、6番耕地284、6番耕地286の1、6番耕地286の2、6番耕地287、6番耕地289の1から6番耕地289の3まで、6番耕地290の1、6番耕地290の2、6番耕地302、6番耕地304から6番耕地307まで、6番耕地308の2、6番耕地309、6番耕地312の2、6番耕地316の1、6番耕地316の2、6番耕地317、6番耕地318の1、6番耕地318の2、6番耕地319の1、6番耕地319の2、6番耕地320、6番耕

地324、6番耕地325、6番耕地335の1から6番耕地335の3まで、6番耕地341の1、6番耕地341の2、6番耕地344の1、6番耕地344の2、6番耕地345の1、6番耕地345の2、6番耕地347、6番耕地349から6番耕地351まで、6番耕地355の1、6番耕地355の2、6番耕地356から6番耕地364まで、6番耕地375から6番耕地379の2まで、6番耕地384から6番耕地386の1まで、6番耕地388

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び八幡浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、四国中央市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図作成）
- 2 作業期間 平成23年 8月31日から
平成24年 5月31日まで
- 3 作業地域 四国中央市

○愛媛県告示第850号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏名又は名称	新	旧	
松第91号	松山市北土居3丁目6 17	松山南交通安全協会 会長 伊東 純朗	会長 伊東 純朗	会長 栗原 孝美	平成24年 5月30日

○愛媛県告示第851号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県西条保健所長 新 山 徹 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守 伸正

- 2 事業場の名称及び所在地
住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号
- 3 特定施設に関する事項

- (1) 35 .電池研究所フィルタープレスNo.5

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号イ る過施設	
特定施設の能力	ろ過面積0.6平方メートル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 3 最大 6	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(2) 47.電池研究所洗浄塔No.2

特定施設の種類	政令別表第1第27号又 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり90ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から17時	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～5 最大 2～5

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1.0 最大 1.0
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 100
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 9,200 最大 11,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1 最大 2	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

(3) 15.酸系廃ガス除外塔

特定施設の種類	政令別表第1第62号ホ 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分当たり80ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約1か月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	間欠、8時から18時	
特定施設の1日当たりの使用時間	10時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3 最大 3
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 5
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 10
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0 最大 0.1	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 汚水処理施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	中和及び凝集		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及びポリエチレン製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 42メートル 横 50メートル 高さ 8メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり3,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和及び凝集		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~12 最大 1~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 6.4	通常 5.2 最大 6.4
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 16.6 最大 20.2	通常 16.6 最大 20.2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.25 最大 1.0	通常 0.25 最大 1.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 2,373 最大 2,890	通常 2,373 最大 2,890	

(2) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年 5月15日		
処 理 施 設 の 種 類	物理化学的処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及びポリエチレン製等		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 25メートル 横 57メートル 高さ 19メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,400立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整及び蒸留		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 1.1	通常 1.0 最大 1.1
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 23 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 12.9 最大 15.5
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.45 最大 2.0	通常 0.45 最大 2.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 1,044 最大 1,257	通常 1,044 最大 1,257	

備考 汚水等は、アンモニア回収施設にて処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.7 最大 4.6
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.4 最大 12.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.21 最大 1.00
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)	通常 3,984 最大 4,818	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第852号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小松町安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月29日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	今 井 敏 彦	西条市小松町安井甲116番地
"	高 木 正 実	西条市小松町安井甲204番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	茅 原 道 夫	西条市小松町安井甲113番地

"	佐 伯 民 助	西条市小松町安井甲204番地 5
---	---------	------------------

○愛媛県告示第853号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、愛媛県北条市辻土地改良区（新名称・松山市北条辻土地改良区）の定款の変更を認可した。

平成24年 6月29日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市市坪南二丁目303番 2 から 同市市坪北二丁目247番 1 まで	旧	メートル 6.3 ~ 7.3	キロメートル 0.062	
			新	6.3 ~ 19.5	0.062	

○愛媛県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久米垣生線	松山市市坪南二丁目303番 2 から 同市市坪北二丁目247番 1 まで	平成24年 6月30日

○愛媛県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲2115番 3 から 同町甲2091番地先まで	旧	メートル 3.4 ~ 7.2	キロメートル 0.090	
			新	5.1 ~ 9.0	0.090	
"	"	松山市窪野町甲2067番地先から 同町甲2074番 1 地先まで	旧	3.5 ~ 7.0	0.057	
			新	3.5 ~ 8.2	0.057	
"	"	松山市窪野町乙430番地先	旧	3.9 ~ 8.7	0.065	
			新	4.8 ~ 10.0	0.065	

"	"	松山市窪野町甲2020番地先から 同町乙430番地先まで	旧	4.6 ~ 7.9	0.040	
			新	6.7 ~ 9.6	0.040	
"	"	松山市窪野町甲2016番 1 地先から 同町乙429番 3 地先まで	旧	4.0 ~ 8.5	0.068	
			新	5.9 ~ 12.0	0.068	
"	"	松山市窪野町乙46番 1 地先から 同町乙44番 3 まで	旧	9.3 ~ 14.9	0.052	
			新	9.3 ~ 18.6	0.052	

○愛媛県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲351番 2 から 同町甲361番 2 まで	旧	メートル 6.0 ~ 6.4	キロメートル 0.016	
			新	6.9 ~ 8.4	0.016	

○愛媛県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲346番 2 地先から 同町甲361番 2 まで	平成24年 6 月29日

公 告

○公 告

平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表について

社団法人全国公営住宅火災共済機構理事長河崎広二から通知のあった平成23年度社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業実績

加入都道府市区町村会員数	679会員
加入戸数	907,205戸
共済委託契約金額	8,126,950,032千円
火災共済掛金	1,009,203千円
被災戸数	190戸
火災共済給付金	219,653千円

特定給付金	13,040千円
復興建築助成戸数	81戸
復興建築助成金	30,478千円
住宅災害見舞戸数	5,236戸
住宅災害見舞金	394,380千円
住宅防火施設整備補助会員数	137会員
住宅防火施設整備補助金	69,099千円

2 貸借対照表（平成24年 3 月31日現在）

(1) 資産の部

① 流動資産	610,695千円
② 固定資産	
ア 特定資産	
(ア) 異常危険準備金資産	3,015,659千円
(イ) その他特定資産	1,711,114千円
イ その他固定資産	483,347千円
資産合計	5,820,815千円

(2) 負債の部

① 流動負債	963,511千円
--------	-----------

② 固定負債	3,117,524千円	正味財産合計	1,739,780千円
負債合計	4,081,035千円	負債及び正味財産合計	5,820,815千円
(3) 正味財産の部			

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6 月18日	特定非営利活動法人 えひめ311	渡 部 寛 志	愛媛県松山市東一万町 2	この法人は、大規模災害により被災及び避難した者に対して、『一人一人の心に寄り添い共に課題を解決していく』という理念のもと、必要とされるあらゆる分野の情報提供と相談業務に関する支援事業を行うと共に、「命と尊厳」を守り一日でも早く一人でも多くの人が前を向いて歩き出せるような仕組みづくりを目的とする。またすべての市民に対して、東日本大震災のような悲劇を二度と繰り返させぬように、講演会やワークショップ、展覧会等を開催する事業を行い、震災を「風化させない」取り組みを進め、減災社会の実現に貢献することを目的とする。

○公 告

クリーニング師試験の施行について

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定による平成24年度クリーニング師試験を次のとおり施行する。

平成24年 6 月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
平成24年 8 月30日（木）午前 9 時
- 2 試験の場所
 - (1) 学科試験
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
 - (2) 実地試験
松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁
- 3 受験願書の提出期間
平成24年 7 月23日（月）から 7 月30日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。
- 5 その他
受験についての必要事項は、受験票により指示する。